

各機関の困難な問題を抱える女性支援及び配偶者からの暴力の防止に関する取組状況

機関・団体名	新潟地方裁判所
--------	---------

1 手続案内の状況

裁判所におけるDVに関する手続案内は、DVの被害者が警察署又はDVセンターでの相談を経た上で保護命令の申立てを前提に来庁し、行われることが多い。

手続案内は、被害者の心情やプライバシー保護を十分に配慮した上で行うことが求められていることから（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 23 条 1 項）、必要に応じて受付窓口とは別の部屋で実施しており、担当者が事案の概要のほか、保護命令制度の趣旨、内容、申立てに必要な書類等の説明を行っている。電話による問い合わせに対しては、裁判所の手続に不慣れな被害者に対し、本人申立用の申立書の交付や作成の教示のほか、面接期日を調整する必要があることを説明し、できる限り来庁した上で説明を受けるよう促している。

申立書用紙及び説明書（保護命令の内容や手続の流れ）を受付窓口に備え置いて、簡易迅速に申立てができるよう工夫している。

また、DV事案という性質から、申立人の現住所等が相手方に知られないように配慮が必要な場合があり、そのような事案については、相手方に送付する申立書や証拠書類に現住所等が現れないよう説明した上、申立人の連絡先、現住所等を記載した書面は、事件記録とは別に保管し、申立人が秘匿を希望する情報の管理を徹底している。

2 保護命令事件の申立新受件数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
新潟地裁管内	22	19	10	19	22
本庁	10	8	5	11	10
三条	1	1	0	0	4
新発田	1	2	1	1	1
長岡	5	5	1	4	5
高田	5	2	2	3	2
佐渡	0	1	1	0	0

※令和7年度については、10月までの数値

3 発令までの期間

申立てから発令までの期間は、概ね10日前後であり、法13条に規定された迅速な裁判との要請にかなうよう努めている。申立てについて事前連絡を受けた場合には、可能な限り申立後の近接した日に申立人面接が行えるよう日程調整を行っている。相手方の審尋期日は、申立人の身体的安全確保のため別の日に行っており、申立人面接日の7～10日後に指定している。相手方の審尋期日への出頭率は高く、相手方が期日に出頭した場合は、即日保護命令を発令し、相手方に告知しているケースが多い。相手方の所在が判明しない場合や当事者が外国人など、特別な事情がある場合には発令までに時間がかかるケースがある。

機関・団体名	新潟地方検察庁
--------	---------

検察庁では、DV事件等の刑事事件の被害者及び親族となった方からの問合せに対し、事件を担当する検察官や被害者支援担当において、各種通知を行っています。

通知内容は、事件の処分内容、裁判進捗、判決内容、刑務所からの出所時期等に関する事項です。

また、検察の基幹業務である捜査・公判に係る各活動を行うに当たっては、被害者等の個人情報保護のため、氏名等の秘匿措置を講じるなど、細心の注意を払っています。

DV事件を含む被害者支援及び再犯防止等を含めた各種刑事政策を総合的に支援することを目的として、検察官及び検察事務官を構成員とする刑事政策総合支援班を設置し、刑事政策に資する活動を行っています。

機関・団体名	新潟労働局
--------	-------

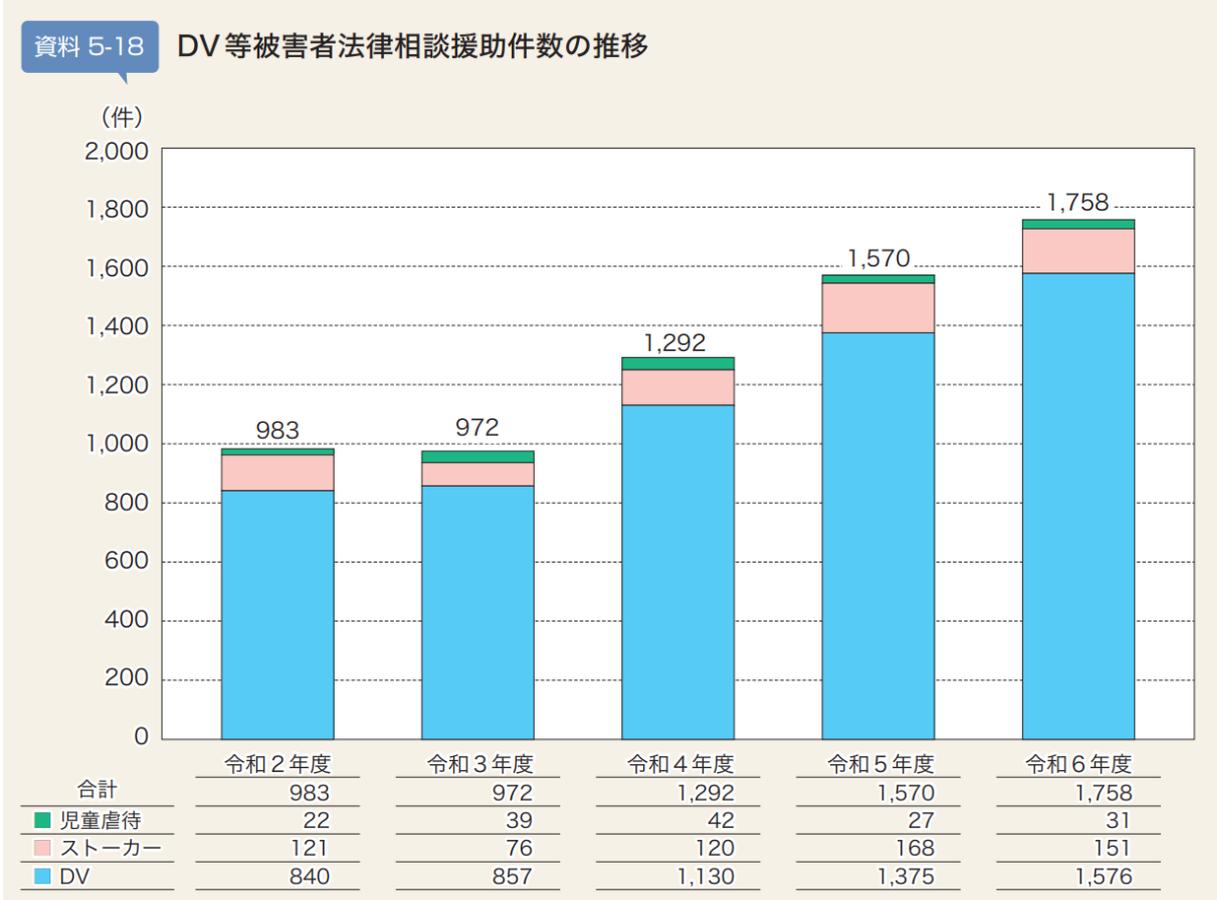
公共職業安定所においては、配偶者からの暴力被害者である方が来所した場合には、個々の状態に応じたきめ細かな対応を行っている。

具体的には、職業相談や職業紹介はもとより、就職に関する各種セミナーへの参加勧奨、ハロートレーニング（公的職業訓練）の受講あっ旋を行っており、企業に対しては、雇入れに伴う各種助成金を活用した支援を実施している。

また、生活面等、就職活動に伴う悩み等を抱える方に対しては、臨床心理士や看護師による相談会を実施している。

（現在、DV被害者に係る相談件数等の把握は行っていない。）

DV等被害者法律相談援助件数の推移



※令和7年度の件数は未公表だが、前年同等又はそれ以上の件数になると思われる。

県医師会関連の事業

- 11/9 新潟県子ども虐待対応研修会 性虐待概論（本会主催）
- 県産婦人科医会を通じた性犯罪被害者の診察（24時間体制）

新潟県子ども虐待対応研修会 性虐待概論

日 時：2025年11月9日（日） 14：00～17：00
（受付：13：30～）

【会 場】 新潟県医師会館 大講堂(参集開催)
(新潟市中央区医学町通二番町13番地)

【対象者】 子ども虐待に対応する全ての職種・機関の人

【定 員】 100名(定員超の場合は先着順)

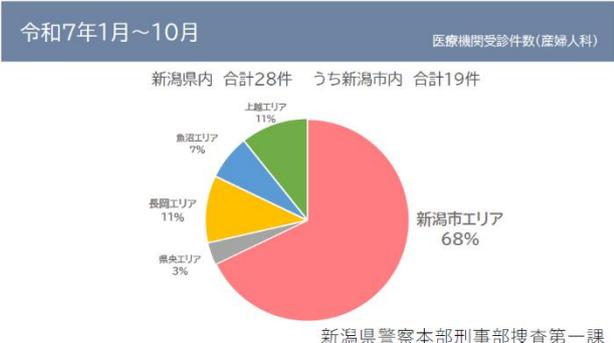
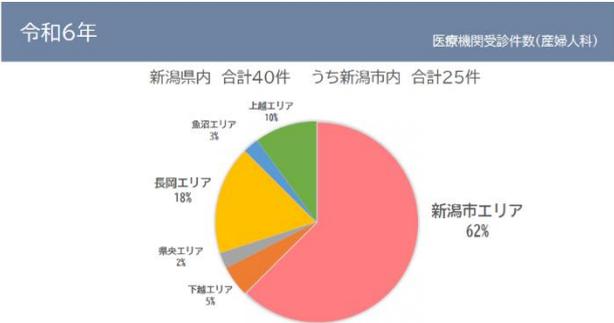
【受講料】 無料

講師 **山田 不二子 先生**
【現職】
医療法人社団三彦会 山田内科胃腸科クリニック 副院長
認定特定非営利活動法人チャイルドファーストジャパン(CFJ) 理事長
国際子ども虐待防止学会(ISPCAN) 理事
一般社団法人日本子ども虐待防止学会(JaSPCAN) 理事
一般社団法人日本子ども虐待防止学会(JaMSCAN) 総務担当常務理事
昭和大学 助産学専攻科 兼任講師

【略歴】
1986年：東京医科大学（現 東京科学大学）医学部卒業、医師免許取得
1990年：夫と共に山田内科胃腸科クリニック（現 医療法人社団三彦会 山田内科胃腸科クリニック）を開業し、副院長に就任
1998年：子ども虐待・ネグレクト防止ネットワーク(DNPP)：現 認定NPO法人チャイルドファーストジャパン)を設立
2009年：日本子ども虐待医学研究会(JaMCA)：現 一般社団法人日本子ども虐待防止学会)の設立に関わり、事務局長に就任（現 常務理事）
2015年：三重大学大学院より博士（医学）の学位取得(SBS/NIH 研究)
2019年：厚生労働科学研究費 研究代表者として、司法面接・高齢者全身診療およびSBS/NIHに関する研究に3か年従事

【講演要旨】本講演では、まず、性虐待の定義をお伝えし、性虐待の実態を、統計を交えてお話しします。その後、性虐待を受けた子どもたちが示す精神力動（ダイナミクス）と性虐待を疑うべき徴候をお示しして、性虐待の発見方法を理解していただきます。そのうえで、発見者が行うべき児童相談所通告・警察通報と、通告・通報後に実施される司法面接・系統的全身診療の在り方をお話しして、性虐待を受けた子どもたちがその被害経験に左右されない将来を送れるようにするために、大人たちが何をすべきかについて議論したいと思います。

主催 **新潟県医師会**



内閣府男女共同参画局からのリーフレット→会員を通じて周知に協力

DVや性暴力に
気づいたら
相談されたら

そのとき、私たちにも
できることがある。

あなたの考えや気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから、始めてみませんか。そして、どんな時も「あなたは悪くないよ」と伝えてください。

年齢・性別を問わず相談できる窓口があることも伝えてください。

性犯罪・性暴力		配偶者・交際相手からの暴力	
SNSで相談 Cure time (キアタイム) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891	電話で相談 性犯罪被害相談電話(無料) #8103	チャットで相談 DV相談プラス #8008	電話で相談 DV相談ナビ #8008

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

被害を受けた方へ	相談を受けた方へ
安心して相談してください。 プライバシー・秘密は守られます。	相談窓口のことを被害者の方へ 教えてあげてください。
配偶者等への暴力、デートDV、性犯罪・性暴力(インターネット上の性的な暴力も含む)、痴漢、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、決して許されないものです。被害を受けた方は悪くありません。被害者になついたら、下記の相談窓口を被害者の方へ伝えてください。	
<p>配偶者・交際相手からの暴力</p> <p>相談先</p> <p>DV相談ナビ #8008</p> <p>DV相談プラス 0120-279-889</p>	<p>性犯罪・性暴力</p> <p>相談先</p> <p>性犯罪に関するSNS相談 Cure time(キアタイム) 0120-8891</p> <p>相談先</p> <p>性犯罪被害者支援センター 0120-924-839</p>
<p>AV出演被害</p> <p>相談先</p> <p>性犯罪被害相談電話(全国共通) #8103</p>	<p>性的被害に関する相談</p> <p>相談先</p> <p>匿名相談ダイヤル 0120-924-839</p>
<p>性犯罪に係る被害や捜査</p> <p>相談先</p> <p>警察捜査課 0120-924-839</p>	<p>法的トラブルに関する相談</p> <p>相談先</p> <p>みんなの人権110番(全国共通) 0570-003-110</p> <p>相談先</p> <p>LINE相談 0570-090911</p>
<p>赤拳強要や人身取引</p> <p>相談先</p> <p>匿名相談ダイヤル 0120-924-839</p>	<p>法的トラブルに関する相談</p> <p>相談先</p> <p>匿名相談ダイヤル 0120-924-839</p>
<p>ストーカー被害</p> <p>相談先</p> <p>匿名相談ダイヤル 0120-924-839</p>	<p>法的トラブルに関する相談</p> <p>相談先</p> <p>匿名相談ダイヤル 0120-924-839</p>
<p>職場におけるセクシュアルハラスメント</p> <p>相談先</p> <p>匿名相談ダイヤル 0120-924-839</p>	<p>法的トラブルに関する相談</p> <p>相談先</p> <p>匿名相談ダイヤル 0120-924-839</p>

機関・団体名	新潟県母子生活支援施設連絡協議会
--------	------------------

○DV世帯への支援状況

1 DV事案の取扱い状況、件数（県内3施設合計）

		R 5年度	R 6年度	R 7年度 (但し 12/1 現在)
入所	① 年度別新規入所世帯	11世帯	13世帯	5世帯
	② ①のうちDVが入所理由	6世帯	8世帯	4世帯
退所	① 年度別退所世帯数	7世帯	11世帯	5世帯
	② ①のうちDVが入所理由	6世帯	6世帯	3世帯
	③ ②の退所先	民間アパート（1世帯） 公営住宅（3世帯） 措置変更（0世帯） 帰宅（1世帯） その他（1世帯） 内容（結婚（県外））	民間アパート（2世帯） 公営住宅（1世帯） 措置変更（0世帯） 帰宅（1世帯） その他（2世帯） 内容（実家）	民間アパート（1世帯） 公営住宅（1世帯） 措置変更（0世帯） 帰宅（0世帯） その他（1世帯） 内容（実家）

入所者理由がDVである世帯の割合（令和7年12月1日現在）

21世帯中12世帯

機関・団体名	公益財団法人新潟県女性財団
--------	---------------

1 相談件数

令和5年度：1,069件（一般相談1,046, 法律相談19, こころ相談4）

令和6年度：800件（一般相談787, 法律相談11, こころ相談2）

令和7年度：383件（一般相談374, 法律相談9）*11/30時点

2 支援・施策

(1) つながりサポート事業（NPO等の人材育成セミナー）

R5年度 参加 11団体 18人

内容 女性支援に求められるもの

①あきらめない。粘り強い支援

②支援の可能性を閉ざさないために

- R 6年度 参加 34団体 49人
 内容 様々な困難を抱える女性の支援について考える
 ①支援者に求められるジェンダー・センシティブィティ
 ②子ども時代の逆境的な体験とその影響
- R 7年度 参加 41団体 59人
 内容 様々な困難を抱える女性支援について考える
 ①支援活動あら見えてくる現状と課題
 ②ひとり親家庭における現状と課題

(2) つながりサポート事業 (アウトリーチ事業)

※NPO 法人県フードバンク推進協議会等に委託

- R 5年度 ①相互支援の交流の場 (ピアサポートイベント) の開催 20回
 ②ハイリスクな女性に対する個別訪問・同行支援の実施 延べ105人
- R 6年度 ①相互支援の交流の場 (ピアサポートイベント) の開催 23回
 ②ハイリスクな女性に対する個別訪問・同行支援の実施 延べ126人
- R 7年度 ①相互支援の交流の場 (ピアサポートイベント) の開催 13回
 (*11/30時点) ②ハイリスクな女性に対する個別訪問・同行支援の実施 延べ94人

(3) 女性に対する暴力をなくす運動

国の運動期間 (11月12日～25日) にあわせ、女性に対する暴力の根絶に対する啓発活動を展開

R 5・R 6・R 7年度共通

- ・新潟ユニゾンプラザ・パープル・ライトアップ
- ・ユニゾンプラザ1階イベント広場での広報展示
- ・パープルリボンの配布、着用
- ・女性に対する暴力防止セミナー

年度	日時	実施概要	参加
R5	11月8日(水)	「弁護士の視点からみたDV問題の解決事例」 (講師) 内山 晶 (とやの総合法律事務所 弁護士)	75人 (オンライン)
R6	11月8日(金)	何故DV関係になるのか ～自分達、参加者達を見つめた気づき～ 一般社団法人エフエフピー 代表理事 中川 拓氏、理事 中川亜依子氏	86人 (オンライン)
R7	11月28日(金)	自分らしくいきること～勇気一歩と支え合い～ 五ノ井里奈氏	

1 にいがた被害者支援センターの電話・面接相談、直接支援活動過去3年間の活動状況

○ 電話相談

相談内容	件 数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
性被害	694 (541)	912 (789)	756 (625)
交通事故	176	162	134
その他	89 (40)	93 (45)	154 (112)
殺人・殺人未遂	31	39	102
暴行・傷害	74	70	73
問合せ等	22 (12)	18 (12)	12 (11)
DV	14 (14)	23 (19)	8 (2)
ストーカー	33 (14)	33 (2)	5
その他詐欺	7	14	6
虐待	0	0	4
いじめ	0	0	2
窃盗・強盗	4	2	2
計	1,144 (621)	1,366 (867)	1,258 (750)

○ 面接相談

相談内容	件 数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
性被害	49 (43)	52 (44)	48 (38)
殺人・殺人未遂	14	13	7
交通事故	14	7	4
暴行・傷害	7	2	5
ストーカー	2 (1)	1	0
DV	1 (1)	0	0
その他	1	0	2
計	88 (45)	75 (44)	66 (38)

○ 直接支援活動

相談内容	件 数		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
性被害	85 (51)	164 (114)	161 (99)
交通事故	54	63	33
殺人・殺人未遂	20	10	30
暴行・傷害	44	24	11
その他	17 (9)	13 (3)	3
計	220 (60)	274 (117)	238 (99)

※ 件数は総件数、()は性暴力被害者支援センターにいがたの件数

2 直接支援活動の支援内容 (令和6年度)

支援項目	件数	具体的支援内容
裁判関連	33	裁判傍聴付添、裁判代理傍聴
警察関連	4 (4)	警察署付添
検察庁関連	5	検察庁付添
弁護士相談	53 (19)	弁護士相談付添
行政等関連機関	3	保護観察所、刑務所等付添、行政窓口連絡調整等
病院・心理相談	70 (57)	臨床心理士紹介、病院付添等
生活支援	3 (1)	家事手伝い等
自宅訪問	7 (1)	自宅訪問面接、相談
その他	60 (17)	被害者・遺族等への情報提供等
計	238 (99)	

※ 件数は総件数、()内は性暴力被害者支援センターにいがたの件数

機関・団体名	特定非営利活動法人女のスペース・にいがた
--------	----------------------

1 形態別相談件数

区 分	R 4	R 5	R 6
電話相談	394	424	529
来所相談	353	330	333
同行支援	104	100	166
メール相談 (2020/11～)	151	202	229
チャット相談 (2021/10～)	19	31	11
合 計	1,021	1,087	1,331

2 内容別相談件数

区 分	R 4	R 5	R 6
夫婦間の問題	311	352	322
DV	68	149	170
離婚他	243	203	152
男女間の問題	99	103	118
DV	17	41	68
性暴力	65	42	35
恋愛他	17	20	15
親子間の相談	247	162	297
暴力	11	13	40
その他	236	149	257
高齢者虐待	21	30	71
心の悩み	255	327	308
からだの悩み	3	3	0
借金の問題	2	0	0
職場の問題	5	27	35
その他	78	83	180
合 計	1,021	1,087	1,331

3 利用のべ日数

区 分	R 4	R 5	R 6
第一ステップハウス	698 日	522 日	296 日
第二ステップハウス	1,266 日	1,084 日	1,090 日
第三ステップハウス (2021/9～)	888 日	1,098 日	1,095 日
合 計	2,852 日	2,704 日	2,481 日

機関・団体名	特定非営利活動法人女のスペース・ながおか
--------	----------------------

当法人では、電話、面接、出張相談や同行支援及びカウンセリングを中心として相談支援活動を行っている。活動初期から一時避難に対応する施設として民間シェルターを運営してきた。令和6年の困難女性支援法の施行に伴い、新たに民官連携によるステップハウスの運営を開始した。運営開始以来、市内外から問い合わせがあり、ほぼ入所が継続している。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (1月～11月現在)
相談件数	1,472 件	1,481 件	1,389 件
DV案件	304 件	258 件	335 件
シェルター対応(延べ人数)	53 人	75 人	111 人
ステップハウス対応(延べ人数)		122 人	557 人

※当法人年度は1月～12月

過去3年、相談件数は概ね例年通りの件数で推移している。シェルター及びステップハウスの入所者に対する支援は、入所者の状況に合わせ、自立に向けた生活基盤を整える支援（弁護士相談及び住居探しや生活保護相談への同行など）と、カウンセリングや面談を通じた心理的な支援を並行して行っている。また、他機関（特に女性相談支援員）との連携・協働も大事にしている。また、最初にメールで繋がる相談者も増えているが、文章だけでは意思の疎通が難しくやり取りが増える傾向があること、なりすまし等の可能性を排除できないことなどから、メールでの問い合わせについては電話相談をお願いする対応を一律で取っている。

機関・団体名	一般社団法人新潟県ひとり親家庭福祉連合会
--------	----------------------

R 5年度 相談件数 661 件（うち、DV相談 20 件）

R 6年度 相談件数 379 件（うち、DV相談 8 件）

R 7年度 相談件数 649 件（うち、DV相談 5 件）

- 相談者の状況により、専門的な支援が必要と判断される場合は、相談者に適した外部機関を紹介しています。また、必要に応じて相談者の同意を得たうえで関連機関へ情報提供を行い、支援が円滑に進むよう調整しています。

機関・団体名	新潟市市民生活部男女共同参画課
--------	-----------------

(1) 相談件数の推移

	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
区役所(8区)女性相談支援員による女性相談	2,354	2,721	2,274	1,009
配偶者暴力相談支援センター	1,766	2,328	2,363	1,360

※女性相談は相談者からの電話及び面接件数の合計

※配暴センターは「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査票」の相談件数

※R 7年度は4～10月までの件数

(2) 困難な問題を抱える女性支援・DV施策への取組(主なもの)

①女性つながりサポート事業による取組(民間団体委託)

- ・臨床心理士による相談会。全8区で年1回ずつ実施。
- ・女性のためのイベントを開催し、会場に家族や生活、法律など、様々な悩みごとに関する相談ブースを設置。年1回開催。
- ・女性の居場所づくり(3種類を各月1回開催)

②親子心理的支援事業

- ・R 6年度から実施。被害者とその子どもの心身の健康を回復させ、安心安全な生活の再建と継続を促進させるため、心理的な支援を行う。新潟青陵大学に委託。
R 6 : 5組(11人) 延28回 R 7(10月末) : 6組(13人) 延32回

③見守り・同行支援

- ・H 2 6年度から実施。一時保護所退所後、心理的負担や不安等から支援を必要とするDV被害者に対し、訪問、外出同行等を行う。近年利用者減。(民間団体に委託) R 3 : 3人 R 4 : 1人 R 5 : 0人 R 6 : 0人 R 7(10月末) : 0人

④デートDV防止セミナー

- ・市内中学校、高校、専門学校、大学からの申込により講師派遣。
- ・講師は民間団体に委託。
R 4年度 校数 : 31 講義数 : 40 受講者数 : 6,881人
R 5年度 校数 : 37 講義数 : 45 受講者数 : 7,882人
R 6年度 校数 : 35 講義数 : 43 受講者数 : 7,639人
R 7年度 校数 : 23 講義数 : 28 受講者数 : 6,728人(10月末までの実績)

⑤区役所女性相談担当者及び庁内相談窓口職員への研修

- ・女性相談支援員 : 定例会(月1回) 情報交換及び主に庁内講師による事例検討
専門技術向上研修(新規) 相談技術に関する研修(3回)
- ・女性相談に携わる職員 : スキルアップ研修(R 7 3回)
- ・DV相談窓口調整会議研修会(年1回 : 民間団体や他市女性相談支援員にも案内)
- ・庁内DV相談窓口調整会議(年1回 : 庁内関係各課職員)

⑥女性緊急一時保護等事業費補助金 民間団体が運営するシェルター、ステップハウスの運営費の一部を補助。R 7 1 団体

機関・団体名	長岡市地方創生推進部人権・男女共同参画課
--------	----------------------

◆相談の取扱い件数

令和7年度

- ・配偶者暴力相談支援センター相談件数 473 件 (10 月末)
- ・ウィルながおか相談室相談件数 672 件 (10 月末)

令和6年度

- ・配偶者暴力相談支援センター相談件数 815 件 (10 月末 457 件)
- ・ウィルながおか相談室相談件数 1,130 件 (10 月末 721 件)

令和5年度

- ・配偶者暴力相談支援センター相談件数 1,011 件 (10 月末 629 件)
- ・ウィルながおか相談室相談件数 1,097 件 (10 月末 660 件)

◆女性支援・DV施策への取組

令和7年度から

- ・長岡市困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議の設置 (令和7年4月)
- ・アウトリーチ支援業務の実施 (令和7年度～)
※困難女性の早期発見・相談へのきっかけづくりを目的に、支所地域における女性向けセミナーの実施。

令和6年度以前から実施

- ・長岡市配偶者暴力相談支援センター設置 (平成24年～)
- ・長岡市DV防止ネットワーク会議 (令和6年度まで)
- ・ウィルながおか出前相談室
- ・デートDV出前講座 (市内の中学・高校で若年層へ向けた意識啓発)
- ・DV被害者等セーフティネット強化支援事業 (令和2年度～)
- ※トラウマカウンセリング、支援者養成、母子同時並行心理教育、親と子どもの居場所づくりを実施
- ・ステップハウスの運営 (令和6年度～)
- ・女性の居場所づくり事業の実施 (令和6年度～)
※安心して自由に自分の気持ちや悩み等を話すことができ、必要に応じて支援者への相談やほかの参加女性と交流できる居場所を提供。
- ・困難な問題を抱える女性支援基本計画策定 (令和7年3月)
- ・スマレプロジェクト (生理用品配布、孤独・孤立解消のための居場所づくり)
- ※スマレプロジェクトは令和6年度をもって終了。生理用品の配布は継続。

機関・団体名	上越市総合政策部多文化共生課
--------	----------------

【最近の動向】

- ・令和6年度の相談延べ件数は1,587件となり、対前年度比14.2%の減（△262件）。

■相談主訴別の状況（延べ件数）

区分 年度	女性保 護施設 入寮 (人)	経済 問題	職業就 労問題	結婚離 婚問題	家庭問題		その他	計
						うち DV 関係		
R4	3	414	31	366	1,896	372	1,078	3,785
R5	0	155	3	197	875	174	619	1,849
R6	1	122	4	189	798	160	474	1,587
R7	0	254	1	291	1,210	242	479	2,235

※ R7年度 4月～11月末現在

■実相談回数の状況

区分	令和4年度	令和5年度(A)	令和6年度(B)	比較(B)-(A)
実相談回数(関係機関 との連携含む) ※()内は1相談者 当たり回数	847回 (4.00回)	434回 (2.54回)	399回 (2.28回)	△35回 (△0.26回)
実相談者数 (保護施設入所実数)	212人 (2人)	171人 (0人)	175人 (1人)	4人 (1人)

※上記の1相談者当たり回数は、保護施設入所者分を除くと、

R4年度 579回/210人≒2.76回、R5年度 434回/171人≒2.54回、R6年度 331回/174人≒1.90回 となり、令和6年度は、例年に比べると相談者一人当たりに対応する回数が少なかった。比較的、対応が長引く案件が少なかったものと考えられる。保護施設入所者1名の対応可回数は68回となるなど、短期間の相談対応で終わる場合と二極化している。なお、令和7年度に入り、対応が長期間化する案件が増加している。

- ・相談者に対して迅速かつ的確な助言・支援に努めたほか、緊急のケースでは一時保護施設への入所措置を講じ、被害者の安全確保を図っている（令和7年なし）。

機関・団体名	三条市教育委員会子ども家庭サポートセンター
--------	-----------------------

相談内容別内訳 延べ件数(件)

区分	生活困窮	親族からの暴力	結婚・離婚	DV	障害・心身の不調	住宅問題	その他	合計
R4年度	17	16	129	196	25	3	54	440
R5年度	46	30	130	118	35	43	65	467
R6年度	13	83	128	136	90	12	51	513
R7年度 11月末	23	19	85	108	21	0	29	285

・一時保護はR4年度1件、R5年度1件、R6年度2件、R7年度11月末現在0件。

相談者年齢別内訳 延べ件数(件)

区分	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
R4年度	38	155	134	12	49	36	16	440
R5年度	66	135	115	16	63	40	32	467
R6年度	73	147	97	48	81	47	20	513
R7年度 11月末	85	55	24	48	33	33	7	285

機関・団体名	柏崎市子ども未来部子育て支援課
--------	-----------------

(1) 相談取扱い状況

年度	相談延べ件数	うちDV述べ件数	実人数	うちDV実人数	一時保護
令和4年度	520件	248件	113人	33人	0世帯
令和5年度	512件	145件	111人	36人	0世帯
令和6年度	557件	123件	120人	33人	0世帯
令和7年度 (11月末現在)	450件	150件	60人	24人	2世帯

○ひと月あたりの相談件数の平均は令和4年度：約43件/月、令和5年度：約42件/月、令和6年度：約46件であったが、令和7年度は11月末時点で約56件/月と増加している。

その要因としては、一時保護（シェルター1件、ステップシェルター1件）を行ったことで相談者本人や関係機関との連絡調整が増加したものである。

○令和7年度は、DV以外にも、相談者のメンタル不調や世帯に児童虐待の状況がある等、複数の課題を抱えているケースが増加している。このような状況から関係課（医療機関、地区担当保健師、児童虐待担当、母子保健担当等）と連携した多様な支援が求められているが、手探りの状況でソーシャルワークに困難さがある。

（2）困難な問題を抱える女性支援・DV施策への取組

- ・ 困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援連絡会の実施（年1回）
- ・ 要対協が実施するケース管理会議（2回/月）に参加（目的：連携機能とソーシャルワークスキルの向上）。
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中における市役所本庁のパープルライトアップの実施
- ・ 中学生・高校生向けデートDV講座の実施
 - 中学校：3校 213人
 - 高校：5校 530人
- ・ 女性に対する暴力防止セミナー（サテライト会場設置）

機関・団体名	新発田市社会福祉課
--------	-----------

1. 令和7年度の相談の取扱い状況

令和7年11月現在の相談延べ件数は186件で、内DV相談延べ件数は106件であった。特に30～40歳代からの相談が多く、全体の7割強を占めている。相談経路は、友人からの勧め、市のホームページを見たなど、本人自身で相談に繋がるケースが多いが、児童虐待・家庭児童相談担当からの紹介で来庁するケースが増加傾向にある。相談者の主訴について、夫からのDV（暴言、モラハラ）が最も多く、次いで離婚相談が多い。また、離婚やDV避難に伴う住まいの相談も増えている。

年度	相談延べ件数 (DV相談延べ件数)	相談実人数 (DV相談実人数)	一時保護件数
令和4年度	182(106)	74(47)	1
令和5年度	275(157)	92(51)	2
令和6年度	255(101)	103(48)	3
令和7年(11月)	186(106)	76(30)	2

※相談件数は、相談者（男性含む）からの電話、面談及び訪問相談件数の合計

※令和7年は4～11月末までに受理した相談件数

2. 困難な問題を抱える女性支援・DV 施策への取組

(1) 支援

- ・弁護士事務所への同行支援 ※DV 被害者等が希望する場合
- ・配偶者暴力被害申出受理確認書等の発行

※公営住宅の入居、国民年金保険料金免除、夫の社会保険からの離脱のため

(2) DV 施策への主な取り組み

- ・市ホームページで市女性相談、DV 相談、性暴力の相談窓口の周知
- ・離婚手続きに関する情報や離婚後の支援などの情報をまとめた「ひとり親家庭応援パンフレット」を作成し、相談窓口の周知
- ・「女性に対する暴力をなくす運動」に伴う市役所本庁舎のパープルライトアップ
- ・新潟県女性財団主催の女性に対する暴力防止セミナー新発田市サテライト会場開催

機関・団体名	見附市市民税務課
--------	----------

① DV 延べ相談件数

年度	件数
令和4年	
令和5年	11
令和6年	4

←DV を抽出

② 延べ相談件数(DV 含む)

年度	件数
令和4年	
令和5年	78
令和6年	90
令和7年度 (10月末)	16

③ 女のスペースながおかにおける見附市民相談件数

年度	件数
令和4年	192
令和5年	180
令和6年	128
令和7年度 (10月末)	85

機関・団体名	燕市
--------	----

当市では、正職員かつ専門職の女性相談支援員を令和7年度より子育て応援課に1名配置しました。

【相談実績】令和7年度11月末時点

○相談実人員 36名（一時保護 1名）

○相談者年齢別内訳

区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	計
R7	5	10	14	3	1	1	2	36名

○相談内容別内訳（主訴）

区分	DV	ストーカー	離婚	家族関係	生活困窮	住居関係	その他	計
R7	11	1	2	5	1	1	15	36名

【相談の取り扱い状況】

・令和7年度11月末時点での相談実人員は36名となっています。

このうち30代40代が全体の6割以上を占めており、相談内容の中で最も多い主訴としてはDV被害です。

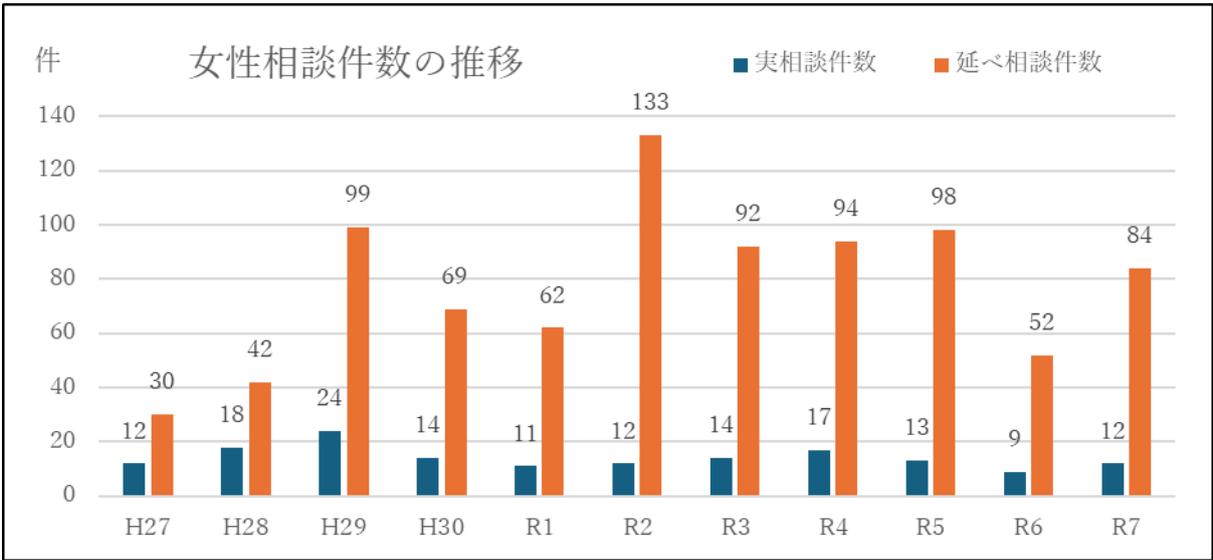
来庁、電話、メール、家庭訪問、同行支援、ケース会議や関係者との連絡調整などそれぞれ1回を1カウントとした対応延べ回数は451回となり、月平均で約50回対応しています。

・ストーカーによって窓口での様子を盗撮されたり、相談内容を夫に話してしまった結果、窓口に押し掛ける可能性があるため連絡を受けるなど、危険を感じる状況が発生したことがありました。相談員も含めた安全確保の重要性を改めて認識しました。

【DV施策の取り組み】

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の庁舎パープルライトアップ
- ・人権週間パネル展でのポスター掲示、リーフレット配布

機関・団体名	佐渡市
--------	-----



R7年度についてはR7. 11. 30現在で DV・困難な問題 実12件 延べ84件

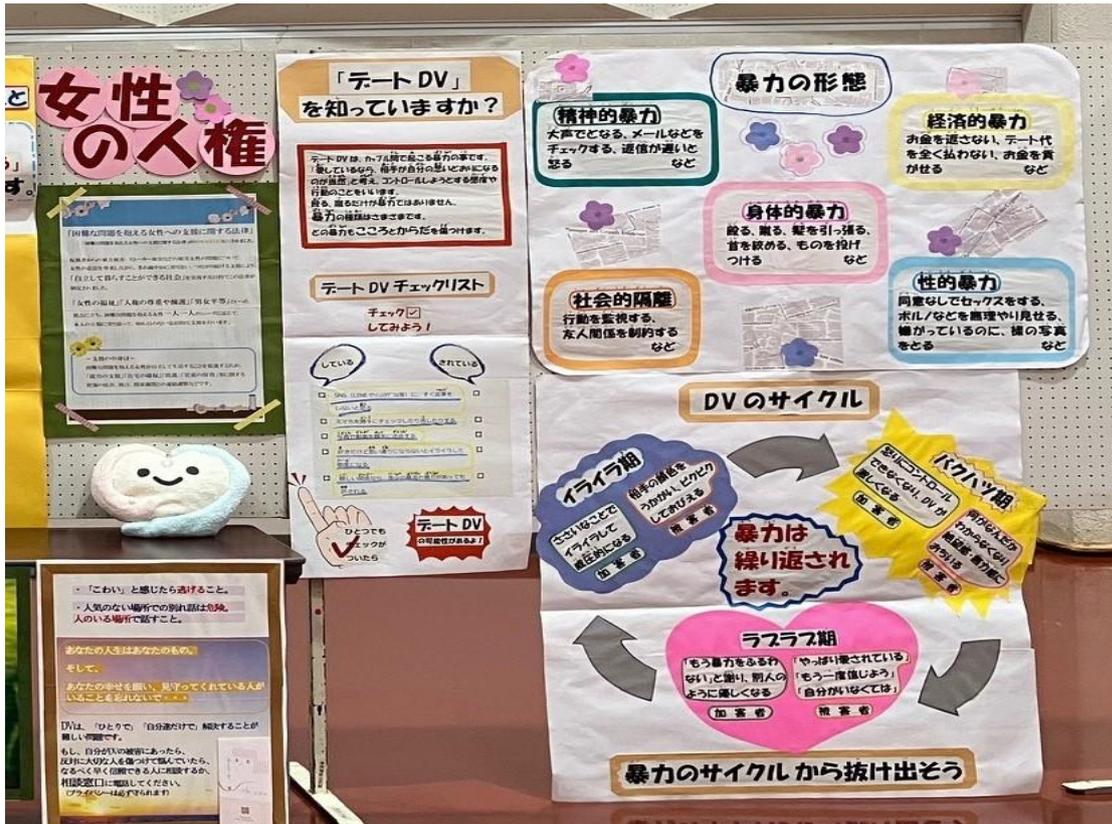
【佐渡市施策取組】

- ① 代表者会議 (R7. 5. 29実施)
 「佐渡市困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援ネットワーク会議」実施
 構成員は下記のとおり

庁外	庁内
新潟地方法務局佐渡支局	教育委員会学校教育課
佐渡人権擁護委員協議会	教育指導主事
佐渡警察署生活安全課	市民生活部市民課
法テラス佐渡法律事務所	戸籍係
佐渡あおば法律事務所	市民生活部健康医療対策課
佐渡かんぞう法律事務所	課長補佐
新潟県中央福祉相談センター佐渡駐在所	社会福祉部社会福祉課
その他必要と認める者	援護係
	障がい福祉係
	社会福祉部子ども若者課
	課長
	園児支援係
	子育て支援係
	母子生活支援施設
	子ども若者相談センター

R6年度の相談状況の報告
 各機関からの支援の留意点を紹介

- ② 実務者会議（1回目 R7.11.6実施、2回目は年度末実施予定）
 構成員は子ども若者課長、母子生活支援施設長、女性相談事務局（女相相談支援員、子ども若者相談センター長）
 今年度の傾向、課題の確認をした
- ③ 個別支援会議（3事例で4回実施） その都度、開催する
- ④ 佐渡人権展にて（7月4～5日、会場：アミューズメント佐渡）
 「女性の人権」ブースを担当し啓発している



機関・団体名	新潟市児童相談所
--------	----------

1. 相談の取り扱い状況

相談種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養護相談	児童虐待相談	1,431	1,552	1,629	1,450
	身体的虐待	367	380	365	349
	心理的虐待	886	966	935	803
	ネグレクト	172	204	321	288
	性的虐待	6	2	8	10
	その他の養護相談	874	1,102	1,205	1,152
障害等相談		1,033	892	930	990
非行相談		82	86	112	116
育成相談	性格行動相談	258	332	322	345
	不登校相談	25	35	36	16
	適正相談	66	59	60	76
	育児・しつけ相談	6	14	10	21
その他の相談		21	56	30	73
計		3,796	4,128	4,334	4,239

2. DV施策への取組

配偶者暴力相談支援センターと事例検討会や情報交換会を開催し、連携強化に努めている。

機関・団体名	新潟県精神保健福祉センター
--------	---------------

令和5年度 10件

令和6年度 10件

令和7年度 5件（令和7年11月まで）

※相談内容にDV被害を含むものを計上

メンタルヘルスやひきこもり、依存症など精神保健福祉に関する相談に対応している。他の機関の支援が必要と思われる相談者には、適切と思われる相談先を紹介し、必要に応じて関係機関に情報提供をしている。

機関・団体名	新潟県女性相談支援センター
--------	---------------

①令和7年度の相談（事案）の取扱い状況、件数

1 相談状況（主訴別）の推移				
	R4	R5	R6	R7 (11月末 現在)
離婚問題・家庭不和等	62	54	116	66
夫の暴力・酒乱等	201	148	208	162
その他の夫の問題	84	42	62	37
本人の精神衛生・病気等	165	130	167	172
男女問題	4	6	2	8
帰住先なし等	16	8	33	16
5条違反（売春の勧誘等）	0	0	0	0
その他	349	177	249	230
計	881	565	837	691

2 一時保護の延人員の推移				
	R4	R5	R6	R7 (11月末現在)
要保護女子の延人員	935	650	1013	767
同伴児・者の延人員	468	579	572	466

3 令和7年度一時保護の件数（4月から11月末日まで）					
	一時保護所 (DV以外)	一時保護所 (DV)	一時保護委 託契約施設	計	
実人数	要保護女子	9	24	10	43
	同伴児・者	5	19	6	30
	計	14	43	16	73
延人数	要保護女子	180	449	138	446
	同伴児・者	24	392	69	485
	計	204	841	207	1252

4 令和7年度一時保護ケースの転帰（4月から11月末日まで）			
退所理由	計	退所理由	計
婦人保護施設へ	1	他の社会福祉施設へ	1
自立	11	入国管理局へ	0
帰宅	8	大使館へ	0
帰郷	5	帰国	0
友人・知人宅へ	1	無断退所	0
自費利用のステップハウスへ	2	一時保護委託契約施設等へ	6
病院へ	1	その他	0
母子生活支援施設へ	5	計	41

②困難な問題を抱える女性支援・DV施策への取組

ア 女性相談支援員等情報交換会（長岡会場R7.10.31、新潟会場R7.11.13）

▷ 女性相談体制に関するヒアリング（こども家庭課実施）結果に基づき実施

イ 「ひとり親家庭等やDV被害でお困りの方のためのワンストップ相談会」 in新潟（法テラス新潟主催）に参画（R7.9.24）

機関・団体名	新潟県警察本部生活安全部人身安全対策課
--------	---------------------

<DV事案>

		R 4	R 5	R 6
認知件数		1, 358	1, 318	1, 328
保護命令決定件数		16	8	17
検挙		161	197	214
	DV法	1	1	3
	他法令	160	196	211
検挙		166	116	108
口頭指導		858	860	925

<ストーカー事案>

		R 4	R 5	R 6
認知件数		403	435	505
行政措置	警告	3	2	3
	禁止命令	32	41	52
	延長処分	4	1	3
	援助	83	122	136
検挙		64	59	76
	ストーカー規制法	34	38	47
	他法令	25	32	29
口頭指導		124	176	197

※令和7年度の認知件数等の取扱い状況は未確定ですので、回答できません。